

京都市敬老乗車証条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第236号

京都市敬老乗車証条例施行規則の一部を改正する規則

京都市敬老乗車証条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「で別に定めるもの」を「(厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者をいう。)」に改め、同項第4号中「第1条に規定する被爆者」を「第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者」に改め、同項第5号中「第2条第1項に規定する戦傷病者」を「第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者」に改め、同条第2項第3号を次のように改める。

(3) 京都京阪バス株式会社

第2条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第2項中「財団法人きょうと京北ふるさと公社」を「公益財団法人きょうと京北ふるさと公社」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)